

「(仮称)唐津風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、合同会社NWE-09インベストメントが、佐賀県唐津市及び伊万里市において、最大で総出力54,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業者によれば、本事業者である合同会社NWE-09インベストメントは従業員が居ない特別目的会社である合同会社の形態をとっており、本事業は実質的には、合同会社の業務執行社員である日本風力エネルギー株式会社が合同会社NWE-09インベストメントとして実施し、その大部分は他社との委託契約等により行われる予定である。本事業者が合同会社NWE-09インベストメントあるいは同様の形態の別社名で本事業の他に5件の風力発電事業の環境影響評価手続を並行して進めようとしていることに鑑みると、本事業に求められる環境配慮等が適切に実施されないことが懸念される。本事業者は、計画段階環境配慮書の作成に際し、現地確認等による現況把握、計画段階配慮事項の選定、事業実施想定区域の設定等を十分に実施しておらず、計画段階環境配慮書における重大な環境影響の回避・低減に係る検討が十分とは言えない。さらに、本事業は、これまで国内の陸域では実績の少ない単機出力4,500kW程度の比較的大型の風力発電設備を12基程度設置する計画であるが、本事業の事業実施想定区域及びその周辺には多数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音並びに供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。また、同区域は特定植物群落などが存在しており、自然環境保全上重要な地域である。

このため、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 方法書以降の適切な環境配慮等

今後の環境影響評価手続等においては、本事業者が適切な環境影響評価及び環境配慮を行うために必要な体制の整備及び強化を行うとともに、業務委託先を含む本事業を実施する者が必要な環境配慮等を確実に実施すること。

また、方法書以降の環境影響評価の検討・実施に当たっては、専門家等からの指導・助言を得るとともに、佐賀県並びに唐津市及び伊万里市等の関係機関との協議・調整を十分に行い、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。

(2) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、風力発電設備の設置位置や搬入道路等について実現可能な事業計画を検討し、改変を想定していない範囲を除外すること。また、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理するとともに、工事実施による影響項目についても、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 事業計画等の見直し

1.(2)及び2.(1)(2)(5)(6)(8)により、本事業の実施による環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域、佐賀県が公表する土砂災害危険箇所、及び林野庁の山地災害危険地区調査要領（平成18年7月）に基づく山地災害危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には複数の溜池が存在するほか、上水道の取水点等が存在していることから、本事業の実施により、土砂や濁水の流入に伴う水環境への影響が懸念される。このため、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により、土砂や濁水の流出等を最小限に抑えるとともに、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地形等の現地の状況を踏まえた上で溜池等から距離を確保すること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域周辺にはクマタカの生息が確認されているほか、同区域周辺は、アカハラダカ等の主要な渡りの経路となっている可能性があることから、本事業の実施により鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）で特定植物群落に選定されている「岸岳のツクバネウツギ群落」、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた地域、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により特定植物群落及び自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、特定植物群落の改変を回避するとともに、既存道路及び無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に対する影響

事業実施想定区域には、景観資源である「岸岳」があり、周辺には、全国棚田百選にも選定されている「蕨野の棚田」のほかに「大野岳」、「道の駅伊万里ふるさと村」など主要な眺望点が複数存在していることから、本事業の実施により、重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観については、関係自治体の意見に加え、専門家や利用者等の意見を踏まえること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、人と自然との触れ合いの活動の場である「岸岳城跡」及び「岸岳古窯跡」が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影及び景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。しかし、計画段階環境配慮書においては、これらが調査、予測及び評

価の対象とされておらず、重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「岸岳城跡」及び「岸岳古窯跡」を含む事業実施想定区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場を把握し、そのうち主要なものについて、当該活動の場の状態及び利用の状況に関する調査を行った上で、事業実施による影響を評価すること。また、その結果を踏まえて、重要な人と自然との活動の場については直接改変を極力回避するなど、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、当該活動の場の設置者又は管理者及び利用者等からの意見を踏まえること。